

社会福祉法人聖隷福祉事業団 浜松学園

随時募集案内

1 随時募集の概要

障害者総合支援法第 19 条第 1 項の規定により、介護給付費等の支給決定を受けた障害者に対して就職に必要な訓練・支援を行います。

2 募集対象者（聖隷チャレンジ工房浜松学園：就労移行支援・就労継続支援 B 型）

- (1) 定員に空きがある場合に、以下の基準を満たす人を選考し、入園を決定します。
 - ① 障害者手帳又は主治医の意見書を取得している人
(就労移行支援又は就労継続支援B型で、入所を希望する場合は施設入所支援の支給決定を受けられる人)
 - ② 就労意欲がある人
 - ③ 集団生活への適応が可能な人
 - ④ 施設入所支援(寮生活)では、保護者(身元引受人)の協力が得られる人
- (2) 18 歳未満の場合は、児童相談所長がサービス利用を適当と認める人
(児童福祉法第 63 条の 3 の特例通知が得られる人)
- (3) その他、本学園が認めた人 * 学園にご相談ください。

3 募集期間

随時

4 入園選考

- (1) 入園希望者(本人)と日程を調整のうえ、入園選考を実施します。
- (2) 入園選考は、本人との面接及び必要に応じて保護者(身元引受人)との面接等を行い、総合的に判断します。
- (3) 入園選考を実施後 1 週間以内に、本人へ選考結果を通知します。

5 入園に向けて

- (1) 入園希望者は、事前に浜松学園を見学し、当学園の概要について説明を受けてから、お住まいの市(区)役所・町役場の障害福祉担当課に相談・入園希望の申込みをしてください。
(18 歳未満の場合には、児童福祉法第 63 条の 3 により児童相談所長が発行する『15 歳以上の児童の特例にかかる通知書』が必要です。)
- (2) 相談支援事業所に相談し、計画作成・提出が必要になります。
- (3) 入園にあたっては、利用者及び保護者(身元引受人)と施設が障害福祉サービスの利用契約を締結します。(入園後は収入に応じて利用料が必要になります。)
- (4) 医療機関を定期的に受診している人は、医療情報の提供をお願いします。
- (5) 入園後は、作業訓練の過程で作業能力に応じて工賃が支払われます。(受注業務量により毎月の工賃は変動します。)

お問い合わせ先

浜松学園 (担当 池田、山本)

〒431-2102 浜松市浜名区都田町 9 4 7 8 - 1

【電話】 053-484-1100 【FAX】 053-428-7521

ホームページは、[浜松学園](#)で検索すると出てきます。